

学位授与の取消・学位記の返付処分について

九州保健福祉大学が、平成 25 年 3 月 19 日付で授与した、博士（社会福祉学）乙第 004 号の学位論文における、研究不正行為の認定および学位授与の取消・学位記の返付処分について、下記のとおり公表します。

なお、調査委員会の提言に従い、関係した教員に対しては、同日付で戒告処分を行ないました。

記

○対象者の氏名

守本友美（もりもと・ともみ）

○学位論文題目

「らい予防法下におけるハンセン病患者へのソーシャルワーク実践に関する研究」

○学位授与の取消日

平成 27 年 12 月 18 日

1. 調査委員会設置の経緯

本年 3 月 11 日、外部の研究者より守本友美氏の博士論文（平成 25 年 3 月）に剽窃部分があるとの指摘を受けた。大学院生を指導し学位（博士）を授与する大学院として、不適切な内容を含む学位論文を審査し学位を与えたのであれば、大学院の責任においてその論文を放置できない。特に、剽窃（盗用）は本研究科のディプロマポリシー 1）「専門職業人として高潔な倫理観を身につけていること」に照らして、学位取り消しの対象となり得る。さらに、剽窃部位があるのであれば本研究科の他のディプロマポリシー 2）～4）に齟齬をきたす可能性がある。

これらを検証するため、九州保健福祉大学・山本隆一副学長を委員長とし、外部委員 1 名（弁護士）を含む委員 6 名からなる調査委員会が、平成 27 年 8 月 20 日開催された。

2. 調査委員会での守本論文の検証内容

本調査委員会では、剽窃解析コンピュータープログラム（コピーペルナーVer.3）を使用し、(1) 外部より指摘された守本論文中の剽窃部位の確認、またインターネット関連領域のホームページ等からの他部分の剽窃の有無について検証した。さらに、(2) 剽窃部位が本研究科の他のディプロマポリシー（2～4）に齟齬を与えていないかについて検証した。

【検証結果】

(1) ディプロマポリシー 1) 「専門職業人として高潔な倫理観を身につけていること」についての検証

明らかに守本氏は博士論文中において当該研究者の著書や論文、さらにインターネット上の資料から剽窃を行っており、専門職業人として高潔な倫理観を身につけているとは言いがたい。

外部から指摘された守本論文中の剽窃部位は、コピーペルナーVer.3による解析結果とほぼ完全に一致しており、守本論文中には明らかに剽窃があることが確認された。また、他にインターネットホームページ等からの剽窃がないか、考えうるキーワードを用いて検索した結果、さらに問題となる部位が確認された。

(2) ディプロマポリシー 2～4) 「社会福祉の分野における知識を、幅広く、高度に身につけていること」等についての検証

守本論文および博士論文審査結果の要旨から、ディプロマポリシー 2)～4)については、剽窃部位が適正に引用されていれば、博士論文として満足できるレベルと考えられる。但し、剽窃部位は、単純な引用ミスでないことは明らかである。

守本論文では、ハンセン病対策の歴史とハンセン病療養所での患者の生活の実態を体系的に把握し、療養所に配置されていたソーシャルワーカーが、らい予防法下およびそれ以降の制度・政策のもとで実際にどのような支援実践を行ってきたかを、療養所の事例集や関連の文献の分析およびインタビュー調査を通じて明らかにしたものである。

上述の剽窃部位において、療養所の事例集や関連の文献の引用が適切に行われなかったことは誠に遺憾である。しかし、学位審査結果にあるように、診療所でのフィールドワーク、また、先行研究を丹念に精査しつつ、インタビュー調査の分析結果を含め、論考をまとめあげていることが評価されている。また、らい予防法下の歴史についてのレビューにとどまらず、現代社会での社会的排除の視座をもって、ソーシャルワーク実践の可能性について考察を展開していることも評価されている。

3. 調査委員会からの提言

上記の検証の結果、守本論文には、明らかに外部の研究者の著書や論文、さらにインターネット上の資料からの剽窃を行った不正箇所が存在し、本研究科のディプロマポリシー「専門職業人として高潔な倫理観を身につけている」とは言いがたい。

従って、九州保健福祉大学学位規程第5章「学位の取り消し」第35条に基づき、守本氏の学位授与は取り消し、学位記を返付させることを提言する。

守本氏には、深い反省と当該外部研究者に対する謝罪が求められる。さらに、適切な論文指導を怠った関係教員には、再発防止と深い反省を求めるものである。

一方、守本論文の学位審査においては、ディプロマポリシー 2)～4)について、剽窃部位が適正に引用されていれば、博士論文として満足できるレベルにあると考えられる。本学大学院での博士論文指導が不十分であったこと、さらに剽窃部位が限局していることを考慮し、守本氏には博士論文の剽窃部分の削除又は適正な引用を指示して修正論文を提出させ、再度、本審査のやり直しを提言する。

以上